



利用の手引き





市川市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度とは・・・

同性・異性問わず（同性カップル、事実婚等）、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約したお二人が、パートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができる制度です。
また、お二人に未成年のお子様がいらっしゃる場合、併せて届け出ることができます（ファミリーシップ）。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除等）が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

パートナーシップ —————
互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいいます。

ファミリーシップ —————
パートナーシップの関係にある者双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいいます。

市川市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度 利用の手引き



- 01 ① 交付までの流れ
- 02 ② 制度を利用することができる方
- 03 ③ 届出に必要なもの
- 05 ④ 交付書類
- 06 ⑤ 届出受理証明書および届出受理証明カードの再交付
- 07 ⑥ 届出事項証明書の交付
- 08 ⑦ 届出事項に変更があった場合
- 09 ⑧ 届出受理証明書等の返還
- 10 ⑨ 必要書類
 - ・ 再交付申請
 - ・ 届出事項証明書交付申請
 - ・ 届出事項変更届
 - ・ 届出受理証明書等返還届
- 11 ⑩ 届出の無効
- 12 ⑪ Q & A

1

交付までの流れ

STEP

届出日の予約



- 届出希望日の原則 5 日前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）までに、電話又はメールで予約をしてください。

予約受付時間

午前 8 時 45 分 から 午後 5 時 15 分 まで
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

- ※ メールは 24 時間受け付けますが、予約時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。
- 2、3 営業日が経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。

STEP

2

届出書の提出



- 予約した日時に必要書類を持って市川市男女共同参画センター 4 階までお越しください。
 - ※ なるべくお二人でのご来館をお願いいたします。
お二人でのご来館が難しい場合は、お一人での手続きも可能です。
 - ※ お一人での手続きの場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。
 - ※ 代理人による手続きはできません。
- 職員が、届出時に本人確認を行い、必要書類と届出要件を満たしているかを確認します。

STEP

3

届出受理証明書等の交付



【双方又は一方が市川市民の場合】

- 職員が
 - ・ 届出受理証明書
 - ・ 届出受理証明カード
 を交付します。
- ※ 届出書の提出から 60 分程度お時間をいただきます。
- ※ 要件確認等のため即日交付ができない場合があります。

【市川市へ転入予定の場合】

- 職員が
 - ・ 転入予定受付票 を交付します。

事前予約

転入をした日から 14 日以内に、転入をした方に係る住民票の写しを添えて転入完了申出書を提出してください。その際、転入予定受付票を返還いただき、届出受理証明書・届出受理証明カードを交付します。

【お時間がない場合】

- 後日交付します。
後日交付をご希望の場合は、届出書提出の際に交付日を調整します。
- 郵送で交付します。
郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、切手を貼った A4 封筒を、届出書提出の際にご持参ください。

2

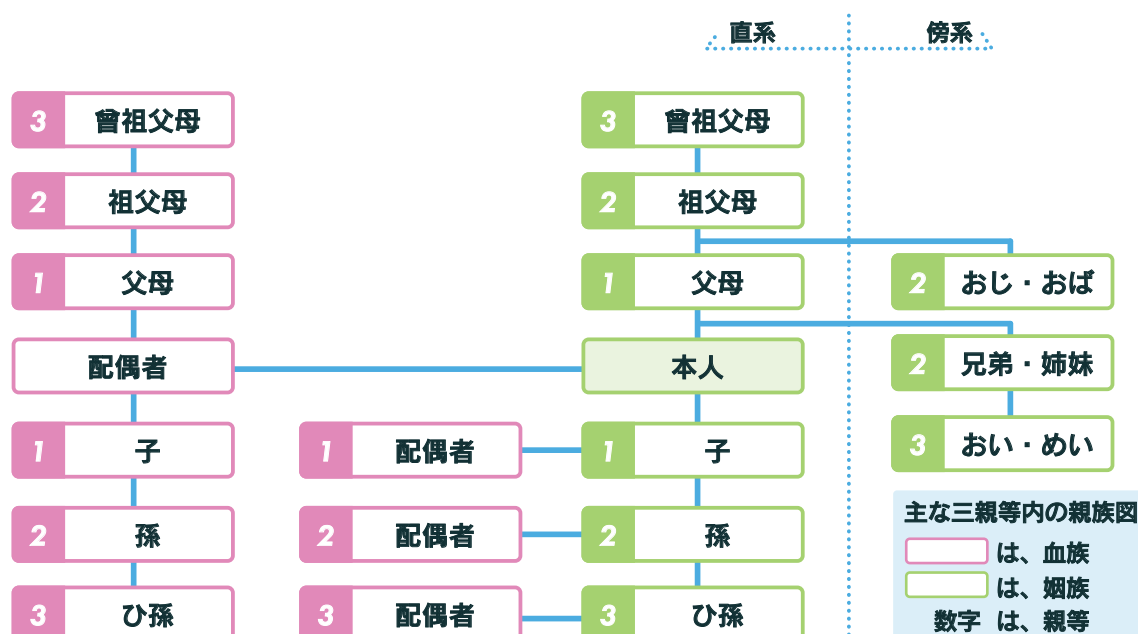
制度を利用することができる方

届出をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ☒ 成年であること。
- ☒ 双方又は一方が市川市民、または、市川市へ転入予定であること。
- ☒ 配偶者がいないこと。
- ☒ 他の方とパートナーシップの関係にないこと。
- ☒ 民法で規定する婚姻できない続柄(近親者等)でないこと。[下図参照](#)
- ※ ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は届出可能。
- ☒ ファミリーシップの関係に係る届出にあつては、双方又は一方に未成年のお子様がいること。



民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）



3

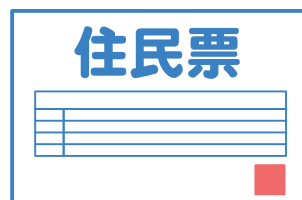
届出に必要なもの

1



パートナーシップ・
ファミリーシップ届出書

2



住民票の写し

- ※ 届出書に記載する全ての方の住民票が必要です。
- ※ 届出をする日前3か月以内に発行されたものに限りします。

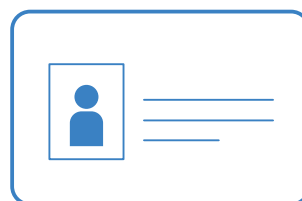
3



戸籍全部事項証明書、
(外国人の方)婚姻要件具備証明書
(日本翻訳を添付したもの)等、
婚姻できることを証する書類

- ※ 届出をする日前3か月以内に発行されたものに限りします。

4



運転免許証等の
本人確認書類

- ※ 次ページ参照

転入を予定している場合

お二人のうち、どちらも市内にお住まいでない場合は、上記書類に加えて賃貸借契約書の写し等、転入することを予定していることが確認できる書類を提出してください。

本人確認書類（有効期限内のものに限ります）

1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
・ 運転免許証	・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証
・ マイナンバーカード（個人番号カード）	・ 共済組合員証
・ 旅券（パスポート）	・ 国民年金手帳
・ 在留カード	・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書
・ 特別永住者証明書	・ 共済年金又は恩給の証書
・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付）	・ 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
・ 海技免状	・ 学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの（※）
・ 電気工事士免状	・ 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（※）
・ 教習資格認定証	（※）の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。
・ 戦傷病者手帳	
・ 療育手帳	
・ 航空従事者技能証明書	
・ 運航管理者技能検定合格証明書	
・ 動力車操縦者運転免許証	
・ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）	
・ 特種電気工事資格者認定証	
・ 設定電気工事従事者認定証	
・ 警備業法（昭和47年法律第117号）に規定する合格証明書	
・ 小型船舶操縦免許証	
・ 宅地建物取引士証	
・ 船員手帳	
・ 身体障害者手帳	
・ 無線従事者免許証	
・ 耐空検査員の証	

通称名の使用を希望される方へ

届出受理証明書等への通称名の使用について

届出受理証明書、届出受理証明カードに通称名を使用することができます。

※ 通称名を使用した場合、届出受理証明書や届出受理証明書カードの裏面に戸籍に記載されている氏名を記載します。

4

交付書類

パートナーシップ、ファミリーシップの届出が受理された場合、それぞれ下記の2つの書類を交付します。

パートナーシップ

1 パートナーシップ届出受理証明書

- パートナーシップの届出が受理されたことを証明するものです。
- パートナーのお二人に1部交付します。

2 パートナーシップ届出受理証明カード

- パートナーシップの届出が受理されたことを証明するカードです。
- パートナーのお二人にそれぞれ1部ずつ交付します。

ファミリーシップ

1 ファミリーシップ届出受理証明書

- ファミリーシップの届出が受理されたことを証明するものです。
- パートナーのお二人に1部交付します。

2 ファミリーシップ届出受理証明カード

- ファミリーシップの届出が受理されたことを証明するカードです。
- パートナーのお二人にそれぞれ1部ずつ交付します。

5

届出受理証明書および 届出受理証明カードの再交付

次の場合、所定の申請手続きを行うことによって、パートナーシップ/ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードを再交付します。

CASE

01 パートナシップ/ファミリーシップ届出受理証明書等を紛失、汚損、毀損等をしたとき。

再交付の流れ

※ 各手続きにおける予約受付時間は、8 時 45 分 ～ 17 時 15 分
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く) となります。

STEP

1

申請日の決定 事前予約

申請いただく日時を決め、申請当日の必要書類の確認をします。
電話又はメールで予約をしてください。

※ メールは24時間受け付けますが、予約時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。
2、3 営業日経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。

STEP

2

再交付申請

予約した日時に、必要書類 [11 ページ参照](#) をお持ちの上、市川市男女共同参画センター4 階にお越しく下さい。申請時に本人確認を行います。

※ お一人での手続きも可能です。
※ 代理人による手続きはできません。

STEP

3

申請内容確認

・・・ 30 分程度

STEP

4

再交付



届出事項証明書の交付

次の場合、所定の申請手続きを行うことによって、届出をした事項について証明を受けることができます。

CASE

01 届出をした事項について証明が必要なとき。

届出事項証明書の交付の流れ

※ 各手続きにおける予約受付時間は、8 時 45 分 ~ 17 時 15 分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）となります。

STEP

1

申請日の決定 事前予約

申請いただく日時を決め、申請当日の必要書類の確認をします。
電話又はメールで予約をしてください。

※ メールは24時間受け付けますが、予約時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。
2、3 営業日経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。

STEP

2

届出事項証明書の交付申請

予約した日時に、必要書類 [11 ページ参照](#) をお持ちの上、市川市男女共同参画センター4 階にお越しください。届出時に本人確認を行います。

※ お一人での手続きも可能です。
※ 代理人による手続きはできません。

STEP

3

申請内容確認

... 30 分程度

STEP

4

交付



届出事項に変更があった場合

次の場合は、パートナーシップ / ファミリーシップ届出事項変更届を提出してください。
併せて変更に係る内容が分かる書類、パートナーシップ / ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードを提出してください。

CASE

01 届出を行った住所に変更があったとき。

CASE

02 氏名・通称名が変わったとき。

CASE

03 届出時に通称名の使用を希望しなかった者が、通称名の使用を希望するとき。

CASE

04 その他届出内容に変更があったとき。

※ 既に交付した届出受理証明書及び届出受理証明カードに記載された内容に変更がある場合は、それらを返還してください。
変更後の次項が記載された届出受理証明書及び届出受理証明カードを改めて交付します。

届出事項変更の流れ

※ 各手続きにおける予約受付時間は、8 時 45 分 ~ 17 時 15 分
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く) となります。

STEP

1

届出日の決定 事前予約

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。
電話又はメールで予約をしてください。

※ メールは 24 時間受け付けますが、予約時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。
2、3 営業日経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。

STEP

2

届出事項変更の届出

予約した日時に、必要書類 [11 ページ参照](#) をお持ちの上、市川市男女共同参画センター 4 階にお越しください。届出時に本人確認を行います。

※ お一人での手続きも可能です。
※ 代理人による手続きはできません。

STEP

3

届出内容確認

STEP

4

再交付 ※ 該当する場合のみ

変更後の事項が記載された届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付します。

... **30 分程度**

8

届出受理証明書等の返還

次の場合は、パートナーシップ/ファミリーシップ届出受理証明書等返還届書を提出してください。併せてパートナーシップ/ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードを返還してください。

CASE

01 パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係を解消したとき。

CASE

02 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。[2ページ参照](#) ▶

返還の流れ

※ 各手続きにおける予約受付時間は、8 時 45 分 ~ 17 時 15 分
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く) となります。

STEP

1

届出日の決定 **事前予約**

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。
電話又はメールで予約をしてください。

※ メールは24時間受け付けますが、予約時間外に届いたものは翌日以降に連絡します。
2、3 営業日経っても連絡がない場合、お手数をおかけしますが再度お問合せください。

STEP

2

届出受理証明書等の返還

予約した日時に、必要書類 [11ページ参照](#) ▶ をお持ちの上、市川市男女共同参画センター4 階にお越しください。届出時に本人確認を行います。

※ お一人での手続きも可能です。
※ 代理人による手続きはできません。
※ お一人での手続きの場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。



必要書類

- ・再交付申請
- ・届出事項証明書交付申請
- ・届出事項変更届
- ・届出受理証明書等返還届

再交付申請、届出事項証明書交付申請、届出事項変更届、届出受理証明書等返還届に必要な書類は下記のとおりです。

再交付申請

届出受理証明書・届出受理証明カード
の再交付を希望する場合

- ☒ パートナースhip 届出受理証明書等再交付申請書 様式第12号
- ☒ 本人確認書類 4ページ参照▶

届出事項証明書交付申請

届出をした事項について
証明が必要な場合

- ☒ パートナースhip / ファミリーシッp届出事項証明申請書 様式第13・14号
- ☒ 本人確認書類 4ページ参照▶

届出事項変更届

届出をした事項等に
変更があった場合

- ☒ パートナースhip / ファミリーシッp届出事項変更届出書 様式第17・18号
- ☒ 変更した事実等がわかる書類
住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)等
- ☒ パートナースhip / ファミリーシッp届出受理証明書 1部 様式第3・5号
- ☒ パートナースhip / ファミリーシッp届出受理証明カード 2枚 様式第4・6号
- ☒ 本人確認書類 4ページ参照▶

届出受理証明書等 返還届

届出受理証明書等を
返還する場合

- ☒ パートナースhip / ファミリーシッp届出受理証明書等返還届出書 様式第19・20号
- ☒ パートナースhip / ファミリーシッp届出受理証明書 1部 様式第3・5号
- ☒ パートナースhip / ファミリーシッp届出受理証明カード 2枚 様式第4・6号
- ☒ 本人確認書類 4ページ参照▶

※ 申請書等の様式は市川市男女共同参画センター4階の受付で配付しています。また市川市のホームページからもダウンロードできます。

10

届出の無効

次のいずれかに該当する場合は、届出を無効とします。

無効となった場合、パートナーシップ/ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードを返還してください。

CASE

01 パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係を継続する意思がないと認められるとき。

CASE

02 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。2ページ参照 

11

Q & A

Q1. 制度の利用に費用はかかりますか？ A1. 制度の利用や届出受理証明書等の交付に費用はかかりません。 ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。	Q2. 制度の利用に際して、通称名は使用できますか？ A2. 使用できます。 詳しくは 4 ページをご覧ください。
Q3. プライバシーは守られますか？ A3. 各種手続きの際は必ず事前予約をしていただき、個室をご用意します。また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることを徹底します。市職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。	Q4. 市川市に住んでいなくても届出をすることはできますか？ A4. 双方又は一方が市内に転入予定であれば届出可能です。 ただし提出していただく書類があります。 詳しくは 3 ページをご覧ください。
Q5. 同居していなくても届出をすることはできますか？ A5. 同居していなくても届出は可能です。	Q6. 必要書類を郵送して、受理証明書を郵送してもらうことはできますか？ A6. 届出は郵送ではできません。届出後にお時間がない場合、届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付については郵送で交付が可能です。
Q7. 届出受理証明書はすぐもらえますか？ A7. 提出書類の確認や交付書類の準備等で 60 分程お時間をいただきますが、届出日当日に届出受理証明書の交付まで行うことができます。 ただし要件確認等のため即日交付できない場合があります。	Q8. 市外に転出するときはどうすればいいですか？ A8. 転出により、お二人とも市川市民でなくなる場合は、対象者の要件を満たさなくなりますので、返還届出書を提出するとともに、届出受理証明書及び届出受理証明カードを返還してください。 お二人のうちどちらか一方のみ市川市民でなくなる場合は、届出事項変更届出書を提出してください。 詳しくは 8・9 ページをご覧ください。
Q9. 届出の保存期間を教えてください。 A9. 届出書等の保存期間は、届出を受理した日から 30 年間です。	Q10. 届出受理証明書や届出受理証明カードは再交付してもらえますか？ A10. 紛失、汚損、毀損等をした場合に再交付します。 詳しくは 6 ページをご覧ください。

市川市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度 利用の手引き



作成

市川市 総務部 多様性社会推進課

作成日

2022 年 2 月

制度についての予約・お問合せ先

市川市 総務部 多様性社会推進課

〒272-0034

市川市市川 1 - 24 - 2 (市川市男女共同参画センター 4 階)

TEL : 047-322-6700

FAX : 047-322-6888

✉ tayosei@city.ichikawa.lg.jp

